

教職員を増やし長時間労働の是正を求める意見書

2019年1月25日に中央教育審議会（中教審）は、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」をとりまとめました。「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」など業務削減の足掛かりとなる内容も示されていますが、根本的に長時間労働の解消に必要な教職員を増やすことは盛り込まれませんでした。

答申では勤務時間増加の要因の一つに総授業時数の増加を挙げていますが、教員数を増やすことなしに人事評価に結び付いた時間短縮を推し進めようとするのは、必要な授業準備や子どもへの丁寧な関りにも影響を与え、学校現場にさらなる無理が生じる恐れがあります。教職員が子ども一人一人と向きあい、きめ細かな対応を進めていくうえで十分な時間的な余裕を確保することが必要です。

よって国においては持ち時間数の上限を定め、そのために必要な教職員定数の改善を行うことを柱に、長時間労働の是正にむけた実効性のある条件整備を行うよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年3月22日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 文部科学大臣

財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣